

令和 7 年度

宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金

募集要領

令和 7 年 5 月

宇都宮市 経済部 産業政策課

目 次

ページ

はじめに	1
第 1 補助金の目的	2
第 2 補助対象者	2
第 3 補助対象事業	2
第 4 認定の申請	2
第 5 認定の審査	3
第 6 企業版ふるさと納税の募集	4
第 7 補助対象経費	4
第 8 補助金の額	5
第 9 事業期間	5
第 10 交付の申請, 決定	5
第 11 実績報告	5
第 12 補助金の確定	5
第 13 交付請求, 支払い	5
第 14 その他の注意事項	6
お問合せ・事前相談先	6

はじめに

- ・ 「令和7年度宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金募集要領(以下「募集要領」という。)」は, 令和7年度予算で実施する「宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金(以下「本補助金」という。)」への応募・申請を行う際の要点や, 事業の実施に関する注意点等をまとめたものです。
- ・ 補助金の申請に当たっては, 本募集要領のほか, 宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)や宇都宮市補助金等交付規則をはじめ, 関係法令等を順守していただきますようお願いいたします。
- ・ 不明点等は, 宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループまでお問い合わせください。

【お問合せ先】

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループ

TEL: 028 (632) 2442

FAX: 028 (632) 2447

E-mail: u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

第1 補助金の目的

本補助金は、宇都宮市内で宇宙産業に関連する事業を行う事業者等に対して、企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。以下同じ。）を財源として事業の実施に要する費用を補助することにより、宇宙関連産業の創出及び集積を図り、もって本市産業の持続的な発展に寄与することを目的とするものです。

第2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当するものとします。

- (1) 宇都宮市内に事業所¹を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する密接関係者でない者

第3 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれにも該当するものとします。

- (1) 宇宙産業に関連する事業²
- (2) 宇都宮市内の宇宙関連産業の振興及び経済発展等に資する事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反しない事業
- (4) 政治活動及び宗教活動に関連しない事業

第4 認定の申請

- ・ 本補助金の交付の申請に当たっては、あらかじめ、補助対象事業であることについて事業の認定を受ける必要があります。
- ・ 認定を受けるには、次ページに定める様式に添付資料を添えて募集期間内に提出してください。

¹ 原則として次の要件を備え、一般に商店、工場、事務所、営業所、学校などと呼ばれているもの

- ①一定の場所(1区画)を占め、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

² 「人工衛星、ロケット、関連機器・部品等の製造、開発等に関する事業」、「宇宙空間での衣、食、住、遊（旅行等）などに関する事業」、「衛星データを活用した事業」などを想定

1 提出書類

提出書類	様式	部数
(1) 認定申請書	様式第1号	1部
(2) 事業計画書	様式第2号	1部
(3) 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの） ※個人の場合は、確定申告書又は開業届の写し		1部
(4) 会社案内又はそれに類するもの		1部
(5) 法令順守宣誓書	様式第3号	1部
(6) その他、事業の参考となる書類		1部

注 (3)で提出する書類において、本市に事業所を有することが確認できない場合は、別途、確認できる書類を提出してください。

2 注意事項

- (1) 事業実施期間は単年度であり、事業計画書等に記載する金額は、令和7年度の事業期間内に支出される経費を記載してください。
- (2) 提出書類等は、審査や補助金の交付事務に使用します。なお、提出書類等に要する費用は自己負担となるほか、返却いたしませんので御留意ください。

3 募集期間

令和7年12月10日（水）まで

4 提出場所

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループ

Email u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

5 提出方法

- ・ 産業政策課に事前相談の上、提出場所に持参、郵送又は電子データにより提出してください。
- ・ 持参する場合は、本市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとなります。
※ 提出された書類等を確認した後、申請者に対して追加書類の提出を求めることがありますので、御留意ください。

第5 認定の審査

1 審査の方法

- ・ 提出された認定申請書等について、宇都宮市宇宙ビジネス認定事業補助金審査会（以下「審査会」という。）において、審査を行います。
- ・ 審査に当たっては、書類審査を予定しており、必要に応じて審査会からの質問事項等について、回答をいただくことになります。

2 評価項目

以下の内容を中心に評価を行いますので、認定申請書等の添付資料の作成に当たっては、これらの内容を踏まえた記載をお願いします。

- (1) 宇宙産業に関連する事業としての具体性
- (2) 実現可能性
- (3) 宇都宮市の宇宙産業及び地域経済への貢献度
- (4) 寄附者への訴求性

3 認定の決定

- ・ 審査会における審査を経て、補助対象事業として認定又は不認定の決定を行い、認定（不認定）決定通知書（様式第4号）により通知を行います。
- ・ なお、認定の決定後においても、認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）を行う補助対象者（以下「認定者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は認定を取り消すことがあります。
 - (1) 交付要綱ほか関係法令に違反する事実が判明したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により認定の決定を受けたとき
 - (3) その他市長が不適当であると認めたとき

第6 企業版ふるさと納税の募集

市は、認定事業に対して企業版ふるさと納税による寄附を募集します。

- (1) 寄附の募集方法
 - ・ 認定事業の内容等を本市のホームページ等に掲載し、広く寄附者を募集します。必要に応じて掲載する資料等の提出を求めることがあります。
 - ・ 寄附者は、認定事業を選択して、寄附を行います。
- (2) 寄附の募集期間
 - ・ 事業の認定日から令和8年3月9日までの期間において、認定者が設定した期間を募集期間とします。
 - ・ 寄付額が、認定者が事業計画書において設定した目標額に達した場合は、その時点で募集を終了します。

第7 補助対象経費

- ・ 補助金の対象経費は、認定事業に係る投資又は活動経費とします。
- ・ ただし、次に掲げる経費は、補助対象外とします。
 - (1) 租税公課
 - (2) 国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となる経費
 - (3) その他、補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

第 8 補助金の額

- ・ 認定者が事業計画書において設定した目標額に対して、寄附募集期間に集まった企業版ふるさと納税の寄附金を限度額として、認定事業の実施に要した補助対象経費の額（以下「総事業費」という）を補助金として交付します。
- ・ 総事業費を超過した寄附金については、関連する本市施策において活用します。

第 9 事業期間

- ・ 原則として、事業の認定日から、当該年度の 3 月末までとし、当該期間内に、本補助金に係る事業を全て実施し、補助対象事業に係る経費の支払を完了する必要があります。

第 10 交付の申請、決定

1 交付の申請

認定者は、「第 6 企業版ふるさと納税の募集 (2)」の寄附の募集期間が終了した後、市の指定する期日までに、補助金交付申請書（以下「交付申請書」という）（様式第 5 号）を市に提出してください。

2 交付の決定

- ・ 認定者から提出された交付申請書が、適正であると認められるときは、補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第 6 号）により通知を行います。
- ・ なお、「第 9 事業期間」のとおり、補助対象経費は事業期間内に支払を完了した経費のみとなり、事業期間外に行った支出などは補助対象外となります。

第 11 実績報告

- ・ 認定事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 20 日のいずれか早い日までに、速やかに実績報告書（様式第 7 号）を市に提出してください。
- ・ なお、実績報告に当たっては、補助金を活用することによる事業進捗や成果、補助対象経費の項目などについて、適宜、図や表を用いてわかりやすく作成してください。

第 12 補助金の確定

- ・ 提出された実績報告書を基に、市において事業実績に係る審査を行い、適正と認められる場合には補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により通知します。
- ・ この際、認定決定時の事業計画と実績に基づく経費の間で差異があった場合には、実績に基づく経費で算出の上、補助金の額を確定します。

第 13 交付請求、支払い

認定者は、補助金の確定の通知に基づき、速やかに補助金交付請求書（様式第 7 号）を市に提出してください。市に請求書の提出があった後に、補助金の支払手続きを行います。

第 1 4 その他の注意事項

- (1) 事業の認定を受けた後、内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。
- (2) 補助対象事業として取得、又は効用の増加した固定資産について、法定耐用年数が経過するまでの期間内（土地の場合は10年）に補助金の交付の目的に反して使用、処分等をする場合は、事前に承認を得なければなりません。また、その場合、法定耐用年数の残存期間に応じて交付した補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

お問合せ・事前相談先

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループ（担当：田仲、福田）

TEL：028（632）2442

FAX：028（632）2447

E-mail：u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

《参考》 宇宙ビジネス認定事業補助金のスキーム

